

新宮町告示第 87 号

新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 26 日

新宮町長 桐島 光昭



新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新宮町合併 70 周年を迎えるに当たり、この大きな節目を町全体で祝うとともに、将来に向かってさらに飛躍していくことを目的として合併 70 周年に関連した事業を実施する団体（以下「団体」という。）が事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新宮町補助金等交付規則（平成 9 年新宮町規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 この告示に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする団体は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 町内に主たる活動拠点を置き、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する者で構成された団体
- (2) 会則、構成員名簿、事業計画、予算、決算及びその他これらに類するものを整備し示すことができる団体
- (3) 政治的又は宗教的な目的を持たない団体
- (4) 暴力団（新宮町暴力団排除条例（平成 22 年新宮町条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下でない団体

(補助事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号を全て満たす事業とする。

- (1) 合併 70 周年を記念する目的で自主的に企画し、実施するもの。ただし、

従前から実施しているものについては、合併70周年を記念するために拡充した場合に限る。

- (2) 新宮町合併70周年冠事業の承認を受けているもの
- (3) 原則として新宮町内で行われるもの
- (4) 実施団体構成員以外の者が広く参加できるもの
- (5) 令和8年3月31日までの間に実施し、完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 法令や公序良俗に反する、又は反するおそれがあるもの
- (4) 新宮町のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、別表に定めのない経費で、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業に係る支出総額から参加料、売上金又は協賛金等の収入総額を差し引いた額を比較し、いずれか低い額とする。

2 前項の規定による補助金の額が50万円を超えるときは50万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認める場合は、予算の範囲内において補助金の上限額を変更することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施する30日前までに、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付申請書（様式第1号）により補助金の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するも

のとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条による交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）

は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、新宮町合併70周年記念住民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、変更等の承認の可否を決定し、新宮町合併70周年記念住民提案型事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了又は中止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い期日までに、新宮町合併70周年記念住民提案型事業実績報告書（様式第5号）により町長に実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助事業者は、前条の規定により確定した額の補助金の支払いを受けようとするときは、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金支払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長が特に必要と認めたものについては、補助対象事業の完了前であっても、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金概算払請求書（様式第8号）によりその補助金の全部又は一部を概算払することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けた補助金が、前条の規定により確定した補助金交付額を超えたときは、その差額を返還しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第12条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返

還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助対象事業の実施方法が著しく不相当と認められるとき
- (3) その他この告示に違反したとき
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第13条までの規定は、その失効後も、なお従前の例による。

別表1 (第5条関係)

区分	内容
報償費(謝金)	講師・専門家等への謝礼、出演料等
旅費・交通費	講師・専門家等への交通費
委託料	専門的な作業を外部に委託する際の費用
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	郵送費、通信費、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料、機材借上料、バス借上げ料等
その他	事業実施上必要な経費で、適切であると認められるもの

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金交付申請書

新宮町長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金を受けたいので、新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

事業の名称	
事業の目的	
事業の概要	
事業の期間	
補助金交付申請額	

2 補助対象経費

単位：円

ア	総事業費	
イ	アのうち補助対象経費	
	報償費	
	旅費・交通費	
	委託料	
	需用費	
	役務費	
	使用料・賃借料	
	その他（ ）	
ウ	補助金交付申請額	
エ	補助対象外経費	

3 収支予算書

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
計	円	計	円

4 その他添付資料

- ・団体構成員名簿

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新宮町長

新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付申請書について、下記のとおり交付決定しましたので、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 補助金交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、町長の承認を受けること。
- (2) 新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付要綱の規定を順守すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

新宮町長 殿

申請者
代表者氏名

新宮町合併70周年記念住民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号により交付決定のあった新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金にかかる補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 関係書類
 - (1) 変更（中止・廃止）後の補助対象経費及び収支予算書
 - (2) 事業実施の変更（中止・廃止）を説明するために必要な資料

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新宮町長

新宮町合併70周年記念住民提案型事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新宮町合併70周年記念住民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の額（変更後）
- 3 変更の内容

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

新宮町長 殿

申請者
代表者氏名

新宮町合併70周年記念住民提案型事業実績報告書

年 月 日 第 号により補助金の交付決定を受けた事業を完了（廃止）したので、新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の内容及び効果
- 3 事業実施期間

4 補助対象経費

ア	総事業費	
イ	補助対象経費	
	報償費	
	旅費・交通費	
	委託料	
	需用費	
	役務費	
	使用料・賃借料	
	その他（ ）	
ウ	補助金交付申請額	
エ	補助対象外経費	

5 収支決算書

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
計	円	計	円

4 添付書類

- (1)事業に係る支出が確認できる書類（領収書等）の写し
- (2)事業内容が確認できる書類
- (3)その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

新宮町長

新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業について、新宮町合併 70 周年記念住民提案型事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金確定額

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

新宮町長 殿

申請者
代表者氏名

新宮町合併 7 0 周年記念住民提案型事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた補助金について、次のとおり請求します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金確定額
- 3 概算払い受領額
- 4 請求金額
- 5 振込先口座

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 () 本店 支店								
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

新宮町長 殿

申請者
代表者氏名

新宮町合併70周年記念住民提案型事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた補助金について、概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金交付決定額
- 3 概算払請求額
- 4 概算払を受けたい理由
- 5 振込先口座

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 ()								本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									